

借入金明細書

(自) 平成 31 年 4 月 1 日 (至) 令和 2 年 3 月 31 日

社会福祉法人名

道南福祉ねっと

(単位: 円)

区分	借入先	拠点区分	期首残高 ①	当期借入金 ②	当期償還額 ③	差引期末残高 ④=①+②-③ (うち1年以内償還予定額)	元金償還補助金	利率 %	支払利息		返済期限	使途	担保資産			
									当期支出額	利息補助金収入			種類	地番または内容	帳簿価額	
設備 資金 借入金	独立行政法人 福祉医療機構	就労支援センター WORKハウス	12,760,000		1,740,000	(11,020,000 1,740,000)	0	1.100%	100,481	0	2026.07.10	第2種社会福祉事業 基本財産取得	土地・建物	茅部郡森町新川町 280番地の2/出会い	15,006,625	
	北洋銀行 ゆくり	就労支援センター WORKハウス	8,216,000		2,496,000	(5,720,000 2,304,000)	0	1.400%	97,710	0	2022.09.30	第2種社会福祉事業 基本財産取得	建物	茅部郡森町新川町 280番地の1/ゆくり	13,297,450	
	北洋銀行 明日へ	就労支援センター ToMoハウス	24,791,000		2,945,000	(21,846,000 2,724,000)	0	1.725%	405,625	0	2028.03.31	第2種社会福祉事業 基本財産取得	土地・建物	亀田郡七飯町本町 4丁目185番6/明日へ	21,603,998	
	北洋銀行 ひなた	就労支援センター ToMoハウス	14,117,000		1,434,000	(12,683,000 1,332,000)	0	1.725%	232,635	0	2029.09.30	第2種社会福祉事業 基本財産取得	土地・建物	亀田郡七飯町大中山 405番107/ひなた	8,297,598	
	北洋銀行 なのか	就労支援センター ToMoハウス	14,672,000		1,452,000	(13,220,000 1,332,000)	0	1.725%	242,110	0	2030.02.28	第2種社会福祉事業 基本財産取得	建物	亀田郡七飯町本町 4丁目185番6/なのか	22,312,350	
	北洋銀行 かけ橋土地	就労支援センター ToMoハウス	7,195,000		721,000	(6,474,000 660,000)	0	1.725%	118,670	0	2029.11.30	第2種社会福祉事業 基本財産取得	土地	亀田郡七飯町本町 427番2/GHかけ橋土地	18,593,537	
	北洋銀行 あゆむ	就労支援センター WORKハウス	17,355,000		1,807,000	(15,548,000 1,668,000)	0	1.725%	285,728	0	2029.07.31	第2種社会福祉事業 基本財産取得	建物	茅部郡森町新川町 278番2/あゆむ	19,840,703	
	北洋銀行 桜木	就労支援センター WORKハウス	15,449,000		1,437,000	(14,012,000 1,332,000)	0	1.725%	255,510	0	2030.09.30	第2種社会福祉事業 基本財産取得	建物	茅部郡森町上台町 177番/桜木	24,604,335	
	北洋銀行 かけ橋	就労支援センター ToMoハウス	16,004,000		1,449,000	(14,555,000 1,332,000)	0	1.725%	265,007	0	2031.02.28	第2種社会福祉事業 基本財産取得	建物	亀田郡七飯町本町 427番2/GHかけ橋	26,080,006	
	北洋銀行 又蔵さんち、けやき	就労支援センター ToMoハウス	44,718,000		3,617,000	(41,101,000 3,336,000)	0	1.725%	743,409	0	2032.07.31	第2種社会福祉事業 基本財産取得	建物	北斗市向野4丁目15-17 又蔵さんち/15-18 GH けやき	63,998,552	
	北洋銀行 そら	就労支援センター ToMoハウス	18,113,000		1,437,000	(16,676,000 1,332,000)	0	1.725%	301,283	0	2032.09.30	第2種社会福祉事業 基本財産取得	建物	亀田郡七飯町本町 4丁目1番29号/GHそら	25,599,654	
	北洋銀行 木の葉	就労支援センター WORKハウス	18,335,000		1,446,000	(16,889,000 1,332,000)	0	1.725%	305,068	0	2032.11.30	第2種社会福祉事業 基本財産取得	建物	茅部郡森町上台町 178番地/GH木の葉	31,976,563	
						(0)										
	計		211,725,000	0	21,981,000	(189,744,000 20,424,000)	0		3,353,236	0						291,211,371
長期 運営 資金 借入金						(0)										
						(0)										
						(0)										
		計			0	(0)	0			0	0					0
短期 運営 資金 借入金						(0)										
						(0)										
						(0)										
		計	0	0	0	(0)	0			0	0					0
合計			211,725,000	0	21,981,000	(189,744,000 20,424,000)	0		3,353,236	0						291,211,371

(注) 役員等からの長期借入金、短期借入金がある場合は、区分を新設するものとする。

寄附金収益明細書

(自) 平成 31年 4月 1日 (至) 令和 2年 3月 31日

社会福祉法人名

道南福祉ねっと

(単位:円)

寄附者の属性	区分	件数	寄附金額	うち基本金組入額	寄附金額の拠点区分ごとの内訳		
					就労支援センター ToMoハウス拠点	就労支援センター WORKハウス拠点	
取引業者	経常	1	100,000		100,000	0	
			0				
			0				
			0				
区分小計		1	100,000	0	100,000	0	0
			0				
			0				
			0				
			0				
区分小計		0	0	0	0	0	0
			0				
			0				
			0				
			0				
区分小計		0	0	0	0	0	0
合計		1	100,000	0	100,000	0	0

(注) 1. 寄附者の属性の内容は、法人の役職員、利用者本人、利用者の家族、取引業者、その他とする。

2. 「寄附金額」欄には、寄附物品を含めるものとする。「区分欄」には、経常経費寄附金収益の場合は「経常」、長期運営資金借入金元金償還寄附金収益の場合は「運営」、施設整備等寄附金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還寄附金収益の場合は「償還」、固定資産受贈額の場合は「固定」と、寄附金の種類がわかるように記入すること。

3. 「寄附金額」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。または、「寄附金額の拠点区分ごとの内訳」の

「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と原則として一致するものとする。

補助金事業等収益明細書

(自) 平成 31年 4月 1日 (至) 令和 2年 3月 31日

社会福祉法人名
道南福祉ねっと

(単位:円)

交付団体及び交付の目的	区分	交付金額	補助金事業に係る利用者からの収益	交付金額等合計	うち国庫補助金等特別積立金積立額	交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳		
						就労支援センター ToMoハウス	就労支援センター WORKハウス	
職業安定局	障害事業	250,000		250,000		250,000		
職業安定局		333,333		333,333		333,333		
高齢・障害・求職者雇用支援機構		756,000		756,000		756,000		
七飯町/前期		2,000,000		2,000,000		2,000,000		
七飯町/後期		2,000,000		2,000,000		2,000,000		
					0			
					0			
					0			
区分小計		5,339,333	0	5,339,333	0	5,339,333	0	0
				0				
				0				
					0			
					0			
区分小計		0	0	0	0	0	0	0
				0				
				0				
					0			
					0			
区分小計		0	0	0	0	0	0	0
合計		5,339,333	0	5,339,333	0	5,339,333	0	0

(注) 1. 「区分」欄には、介護保険事業の補助金事業収益の場合は「介護事業」、老人福祉事業の補助金事業収益の場合は「老人事業」、児童福祉事業の補助金事業収益の場合は「児童事業」、保育事業の補助金事業収益の場合は「保育事業」、障害福祉サービス等事業の補助金事業収益の場合は「障害事業」、生活保護事業の補助金事業収益の場合は「生活保護事業」、医療事業の補助金事業収益の場合は「医療事業」、〇〇事業の補助金事業収益の場合は「〇〇事業」、借入金利息補助金収益の場合は「利息」、施設整備等補助金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還補助金収益の場合は「償還」と補助金の種類がわかるように記入すること。

なお、運用上の留意事項(課長通知)別添3「勘定科目説明」において「利用者からの収益も含む」と記載されている場合のみ、「補助金事業に係る利用者からの収益」欄を記入するものとする。

2. 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。

また、「交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。

事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書

(自) 平成 31年 4 月 1 日 (至) 令和 2 年 3 月 31 日

社会福祉法人名

道南福祉ねっと

1) 事業区分間繰入金明細書

(単位:円)

事業区分名		繰入金の財源(注)	金額	使用目的等
繰入元	繰入先			
該当なし				

(注) 繰入金の財源には、介護保険収入、運用収入、前期末支払資金残高等の別を記入すること。

2) 拠点区分間繰入金明細書

(単位:円)

拠点区分名		繰入金の財源(注)	金額	使用目的等
繰入元	繰入先			
該当なし				

(注) 繰入金の財源には、介護保険収入、運用収入、前期末支払資金残高等の別を記入すること。

事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書

令和 2 年 3 月 31 日現在

社会福祉法人名

道南福祉ねっと

1) 事業区分間貸付金（借入金）明細書

(単位：円)

	貸付事業区分名	借入事業区分名	金額	使用目的等
短期	該当なし			
	小計		0	
長期	該当なし			
	小計		0	
	合計		0	

2) 拠点区分間貸付金（借入金）明細書

(単位：円)

	貸付拠点区分名	借入拠点区分名	金額	使用目的等
短期	該当なし			
	小計		0	
長期	該当なし			
	小計		0	
	合計		0	

基本金明細書

(自) 平成 31 年 4 月 1 日 (至) 令和 2 年 3 月 31 日

社会福祉法人名

道南福祉ねっと

(単位:円)

区分並びに組入れ及び 取崩しの事由	合計	各拠点区分ごとの内訳		
		就労支援センター ToMoハウス拠点	就労支援センター WORKハウス拠点	
前年度末残高	34,850,000	34,850,000	0	0
第一号基本金	22,000,000	22,000,000		
第二号基本金	12,850,000	12,850,000		
第三号基本金	0			
第一号基本金	当期組入額	0		
	計	0	0	0
	当期取崩額	0		
	計	0	0	0
第二号基本金	当期組入額	0		
	計	0	0	0
	当期取崩額	0		
	計	0	0	0
第三号基本金	当期組入額	0		
	計	0	0	0
	当期取崩額	0		
	計	0	0	0
当期末残高	34,850,000	34,850,000	0	0
第一号基本金	22,000,000	22,000,000	0	0
第二号基本金	12,850,000	12,850,000	0	0
第三号基本金	0		0	0

(注) 1. 「区分並びに組入れ及び取崩しの事由」の欄に該当する事項がない場合は、記載を省略する。

2. ①第一号基本金とは、本文11(1)に規定する基本金をいう。
②第二号基本金とは、本文11(2)に規定する基本金をいう。
③第三号基本金とは、本文11(3)に規定する基本金をいう。
3. 従前からの特例により第一号基本金・第二号基本金の内訳を示していない法人では、合計額のみを記載するものとする。

国庫補助金等特別積立金明細書

(自) 平成31年4月1日 (至) 令和2年3月31日

社会福祉法人名

道南福祉ねっと

(単位:円)

区分並びに積立て及び取崩しの事由		補助金の種類			合計	各拠点区分ごとの内訳		
		国庫補助金	地方公共団体補助金	その他の団体からの補助金		就労支援センターToMoハウス拠点	就労支援センターWORKハウス拠点	
前期繰越額					10,230,571	10,230,571		
当期積立額					0			
	当期積立額合計	0	0	0	0	0	0	0
当期取崩額	サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額				999,529	999,529		
	就労支援・販売の控除項目として計上する取崩額				120,566	120,566		
	特別費用の控除項目として計上する取崩額				0	0		
	当期取崩額合計				1,120,095	1,120,095	0	0
当期末残高					9,110,476	9,110,476	0	0

(注) サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産の減価償却相当額等の取崩額を記入し、特別費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産が売却または廃棄された場合の取崩額を記入する(本文9参照)。